北海道立消費生活センター 札幌弁護士会 共催 

リフォーム・修繕など~

賃貸住宅やリフォーム、住宅の修繕に関するトラブルについて、 北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお話を伺います。

こんな相談ありませんか?

#### 相談事例①

「火災保険で修理できる」とチ ラシを見て、業者に保険の申請 手続きを依頼した。修理も依頼 しないと給付金の20%の手数 料がかかるというので、雨漏り 修理をしてもらったが、工事が 杜撰で何回修理しても直らない ので信用できなくなった。

地震に関する相談も 受け付けています!

### 相談事例②

仲介会社に「日当たり良 好」と言われた部屋を契約 したが、実際は窓から光が 入らず暗い部屋だった。話 が違うので解約しようとし たら、違約金を請求された。

#### 相談事例③

自宅の新築工事を契約したが、 予定より工事が遅れて引き渡し できないと言われた。賃貸マン ションからの引っ越しも遅れて 負担が発生しているので、事業 者に賠償請求したい。

当日のみ 特設電話

# -232-2811

10:00~15:00 011-221-0110 面談予約・問合せ

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

※面談での相談をご希望 の方は、事前予約が必要 となります。 詳しくは 裏面をご覧ください。 ※面談時間は先着順で

調整させて頂きます。

## 会場

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F 北海道立消費生活センター

電話での 事前申し込み

TEL: 011-221-0110

FAXでの 事前申し込み FAX: 011-221-4210

「住宅トラブル110番~賃貸・リフォーム・修繕など~」 面談予約係

氏 名	
住 所	
日中連絡可能な 電話番号	
FAX番号	
面談希望時間 ※同じ時間帯の希望が重複することもありますので、面談可能な時間帯すべてに○をつけてください	( ) 10:00~
	( ) 11:00~
	( ) 12:00~
	( ) 13:00~
	( ) 14:00~
	( ) いつでも可能
連絡事項	

<sup>※</sup>詳細について、こちらから連絡する際は011-221-0110からお電話をします。